

事業者が行う退避や立入禁止等の措置について

－令和7年4月から労働安全衛生規則等が一部改正－

退避や立入禁止等の措置の対象者が拡大（基本原則）

- 令和7年4月1日から、事業者が「労働者」に対して行う退避や立入禁止等の措置の対象者が、「同じ場所で作業を行う全ての作業員」に拡大されました。この改正により、以下の1、2の人（個人事業者、他社の労働者、資材搬入業者など、契約関係の有無は問わない）に対しても保護措置の実施が義務付けられます。
 - 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
 - 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる個人事業者等
- 対象となる条文は、次の4つの省令において、作業場所起因する危険性への対処（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）を規定する条文（労働安全衛生法第20条、第21条、第25条及び第25条の2根拠）です。
 - ・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び圧力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則

車両系荷役運搬機械等を用いる作業の箇所に立入禁止の表示が義務付け

労働安全衛生規則第151条の7第1項（改正）

- 車両系荷役運搬機械等（フォークリフト、貨物自動車等）を用いて作業を行う時は、運転中の車両系荷役運搬機械等又はその荷に接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所に、**当該作業場所において作業に従事する者が立ち入ることについて、立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示すること（その他の方法※も含む。）が義務付けられました。**ただし、誘導者を配置し、その者に車両系荷役運搬機械等を誘導させるときは、この限りではありません。

積卸し作業指揮者に行わせる作業の箇所に立入禁止の表示が義務付け

労働安全衛生規則第151条の70第2項（新設）

- 一の荷でその重量が100キログラム以上のものを貨物自動車に積卸し作業を行うときは、積卸し作業指揮者を定め、その者に関係労働者以外の労働者に立ち入らせない等の法定の事項を行わせなければなりません。
今般、積卸し作業指揮者に作業指揮を行わせる作業の箇所において、**労働者以外の者を含めて立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示すること（その他の方法※も含む。）が義務付けられました。**



はいの崩壊等により危険を及ぼす箇所に立入禁止の表示が義務付け

労働安全衛生規則第433条（改正）

- はい付け又ははいくずしの作業が行われている箇所で、はいの崩壊又は荷の落下により危険を及ぼすおそれのあるところに、**当該作業に関係する者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示すること（その他の方法※も含む。）が義務付けられました。**

※「その他の方法」：立入禁止の方法は、バリケードの設置やロープ、柵等の設置、出入口の施錠などの方法から実態に即したものを選定すればよく、表示による禁止が最も適切である等の趣旨ではありません。



事業者が行う退避や立入禁止等の措置に係る 労働安全衛生規則一部改正のQ&A

Q 1 退避や立入禁止等の措置の対象者が拡大されたとはどういうことですか？

A 1

- ◆ これまで、事業者は、直接雇用する「労働者」に対してのみ「退避」や「立入禁止」等の措置を行わなければなりませんでした。この措置の対象者が、「同じ場所で作業を行う全ての作業員」に拡大されたということです。これにより、事業者は、危険箇所での作業に従事したり、危険箇所で行う作業の一部を請け負う個人事業者や他社の労働者、資材搬入業者などの直接雇用契約の無い者に対しても、「退避」や「立入禁止」等の措置をしなければならないことになったということです。



Q 2 車両系荷役運搬機械等を用いる作業の箇所に立入禁止の表示が義務付けられたとはどういうことですか？

A 2

- ◆ フォークリフト、貨物自動車などの車両系荷役運搬機械を用いて作業を行うときは、当該作業場所に作業に従事する者が立ち入ると、運転中の車両系荷役運搬機械等やそれらの機械が取り扱っている荷に接触することにより危険が生ずるおそれがあるので、その箇所に、作業員が立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示することが義務付けられたということです。ただし、誘導者を配置して、誘導者にフォークリフト、貨物自動車などの車両系荷役運搬機械を誘導させるときは、「立入禁止」や、「見やすい箇所に表示する」ということは必要ありません。
- ◆ 立入禁止の方法は、バリケードの設置やロープ、柵等の設置、出入口の施錠などの方法から現場の実態に即したものを選定すればよく、「文字による表示」で禁止をしなければいけないということではありません。
- ◆ 事業者は、労働者以外の者についても、「立入禁止」等の措置をしなければなりません。（6ヵ月以下の拘禁刑又は、50万円以下の罰金に処せられます。）

Q 3 積卸し作業指揮者に行わせる作業の箇所に立入禁止の表示が義務付けられたとはどういうことですか？

A 3

- ◆ 一の荷で、その重量が100キログラム以上のものを貨物自動車に積卸す作業を行うときは、積卸し作業指揮者を定め、その積卸し作業指揮者に関係労働者以外の労働者を立ち入らせないようにするなどの事項を行わせなければなりません。
- ◆ 積卸し作業指揮者に作業指揮を行わせる作業の箇所において、労働者以外の者を含めて立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示することが事業者には義務付けられました。
- ◆ 立入禁止の方法は、バリケードの設置やロープ、柵等の設置、出入口の施錠などの方法から現場の実態に即したものを選定すればよく、「文字による表示」で禁止をしなければいけないということではありません。
- ◆ 事業者は、労働者以外の者についても、「立入禁止」等の措置をしなければなりません。6ヵ月以下の拘禁刑又は、50万円以下の罰金に処せられます。



Q 4 はいの崩壊等により危険を及ぼす箇所に立入禁止の表示が義務付けられたとはどういうことですか？

A 4

- ◆ はい付け又ははいくずしの作業が行われている箇所で、はいの崩壊又は荷の落下により危険を及ぼすおそれのあるところに、当該作業に関係する者以外の者が立ち入ることを禁止する旨を見やすい箇所に表示することが事業者には義務付けられました。なお、作業箇所を通行する者を安全に通行させるために必要な指示をすることは、はい作業主任者の職務です。
- ◆ 立入禁止の方法は、バリケードの設置やロープ、柵等の設置、出入口の施錠などの方法から現場の実態に即したものを選定すればよく、「文字による表示」で禁止をしなければいけないということではありません。
- ◆ 事業者は、労働者以外の者についても、「立入禁止」等の措置をしなければなりません。6ヵ月以下の拘禁刑又は、50万円以下の罰金に処せられます。



Q 5 今回の省令改正により、作業指揮者やはい作業主任者の職務との関係はどのようになりますか？

A 5

- ◆ 事業者は、作業指揮者を定め、当該指揮者に労働者の立入りを禁止させ、又ははい作業主任者に作業箇所を安全に通行させるために必要な指示をさせることがあります。労働者以外の作業に従事する者と、作業指揮者の間には指揮命令関係が存在しないことを踏まえて、作業指揮者等の義務の追加ではなく、事業者の直接の義務として「労働者以外の作業に従事する者」の立入りを禁止することとしています。
- ◆ なお、事業者がその義務を果たすための方法として、作業指揮者又ははい作業主任者、あるいは双方に当該措置の実施を命じることにより、労働者以外の作業に従事する者に対する立入禁止の措置を講ずることも認められます。